

## 核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取り組みを求める意見書

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎える。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と世界平和という理想実現への努力を謳い、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて積極的貢献を果たさなければならない。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）広島外相会合では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける広島宣言を我が国から世界に発信することができたところである。

よって、政府においては、一日も早い核兵器のない世界に向けた法的枠組みの構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、次の事項について強く要望する。

- 1 原爆投下70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
- 2 核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障ならびに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。
- 3 日米間のあらゆる場の議論を通じ、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障のあり方を世界に発信することにより、国際的議論を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
外務大臣 岸田文雄様

いわき市議会議長 根本 茂